

ワークLIFEおおいた



第64号

2025
10月

最低賃金 必ずチェック！

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。
年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から
一部の賃金（割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）を除いたものが対象となります。

トピックス

- ✓ ビジネスオンライン講座（後期）受講者を募集します
- ✓ 中小企業向け「やさしい日本語・やさしい職場環境」習得セミナー
- ✓ 「大分市男女共同参画センター（たびねす）」の出前講座

- ・「まちづくり出張教室」を社員研修に利用しませんか？
- ・令和7年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金
- ・大分市中心市街地への出店をサポートします
- ・労働相談のご案内（悩まず どんとこい労働相談週間）
- ・11月は「計量強調月間」です
- ・毎年11月第3水曜日は県民ノー残業デー

- ・大分県シルバー人材センターからのお知らせ
- ・あなたの会社に退職金制度はありますか？
- ・10月第1週は「全国労働衛生週間」です
- ・11月は「下請取引適正化推進月間」です
- ・「おおいた消防団応援の店」に登録しませんか？
- ・「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください

ビジネスオンライン講座（後期）受講者を募集します

市内中小企業の経営者や従業員、個人事業主、求職者に向けた講座です。オンライン学習プラットフォーム Udeemy Business を利用し、IT・DXの基礎知識や働くためのスキルなど、多様な動画コンテンツの中から、自分の学びたいことを自由に選び、学習することができます。



【申込期間】 2025年10月20日（月）～ 11月9日（日）

【申込方法】 市HPから専用フォームにアクセスしてお申し込みください。

【受講期間】 2025年11月12日（水）～ 2026年3月15日（日）

【定員】 法人・個人事業主の方：100名
個人（求職者、スキルアップを目指す方等）の方：31名

※法人・個人事業主の方は5ライセンスまで、個人の方は1人1ライセンスのみ申請可能です。

※応募者が定員を上回った場合は、抽選のうえ受講者を決定します。

▼詳しい情報・申込はこちらから



お問い合わせ先 大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

「まちづくり出張教室」を社員研修に利用しませんか？

大分市の職員がお伺いし、市の事業や施策をわかりやすく説明します。（無料）

【実施日時】 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時30分～午後4時
1時間から1時間30分程度お話をします。

【対象】 おおむね15人以上の団体で、
大分市に住んでいる人。または、市内に勤務されている人。

【受付方法】 オンライン申請受付フォーム
または、申込書を窓口・郵送・ファクスで提出
※詳しくは右の2次元コードからご確認ください。

▼詳細はこちら



お問い合わせ先 大分市広聴広報課 広聴担当班 TEL：097-537-5601

大分県シルバー人材センター連合会からのお知らせ

「シルバー人材センター」を利用しませんか

シルバー人材センターは、高齢者の方が持つ豊かな経験と能力を活かしながら、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的として設立している公益的団体です。現在、大分県内で約5千人が会員登録し、いろいろな分野で活躍しています。

●入会して仕事をしたい方

原則60歳以上で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同する方はどなたでも入会できます。会員の登録をご希望される方は、まずは、あなたの街のシルバー人材センターの入会説明会にご参加ください。

●仕事を依頼したい方

センターでお受けできる仕事は、高齢者に向けた臨時的・短期的及び軽易な仕事で、一般家庭・企業・公共団体など、どなたでも発注できます。公共的、公益的な団体ですので、安心して仕事をお任せいただけます。



シルバー事業キャラクター「チエブロー」

あなたの街のシルバー人材センターへまずはお電話ください。連絡先はこちら

公益社団法人 大分県シルバー人材センター連合会 097-585-5615



中小企業向け「やさしい日本語・やさしい職場環境」習得セミナー

外国人労働者を雇用する又は雇用しようとする市内企業等を対象に、コミュニケーションを高める「やさしい日本語」及び、外国人が働きやすい職場環境を整備する「やさしい職場環境」をテーマとするセミナーを開催します。

- 【講師】 本田 明子 氏 〈立命館アジア太平洋大学 教授〉
- 【日時】 10月31日（金）午後2時30分～5時00分
- 【会場】 J：COMホルトホール大分2階 201・202会議室
- 【内容】 「やさしい日本語」、「やさしい職場環境」についての講義、ワークショップ
- 【対象】 外国人労働者を雇用する（または雇用を検討している）市内中小企業の経営者・従業員の方 など
- 【定員】 40名（先着順） 【参加費】 無 料
- 【申請期間】 10月22日（水）まで
- 【申請方法】 市HPの参加申込フォームにてお申込みください。
※申込書（市ホームページよりダウンロード可）に
必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールにて申込可



▼市HPはこちら



お問い合わせ先

大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

令和7年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

大分県内で雇用される外国人技能実習生及び特定技能外国人及びインターンシップ生（以下「外国人労働者等」という。）が働きやすい環境等を整備することを目的として、外国人労働者等のための就労環境・居住環境整備及びコミュニケーション促進、日本語学習や技能習得等のための経費を補助します。

▼詳細はこちら

- 【対象者】（1）外国人労働者等を雇用する県内企業等（中小企業・医療法人・社会福祉法人等）
（2）県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所において行う監理団体



大分県ホームページ

【補助上限・補助率・対象経費】

（1）県内企業等

コース	補助上限	補助率	対象経費
通常	50万円	1/2以内	就労・居住環境整備及びコミュニケーション促進等のための経費
賃金引上げ	100万円	2/3以内	

（2）監理団体

補助上限	補助率	対象経費
20万円	1/2以内	コミュニケーション促進等のための経費

【申請方法】 下記提出先に郵送等により提出

【申請期限】 10月31日（金）（予算終了）まで

※交付決定前の着工・契約・購入・支払・着手等は対象外です。

お問い合わせ・提出先

大分県中小企業団体中央会 TEL：097-536-6331

あなたの会社に退職金制度はありますか？

退職金制度の導入は、従業員にとって、勤労意欲の向上や退職後の生活の安定につながるばかりでなく、事業主にとっても雇用を安定化させ、従業員との信頼関係を強化させることができるほか、小規模の事業所でも計画的に従業員の退職金を準備することができます。ぜひ、この機会にご検討ください！

▼ 中小企業退職金共済制度

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

▼ 建設業退職金共済制度

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：日額320円

※掛金の一部を国が助成します

【取扱団体】 (独) 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 (建退共)

【問い合わせ先】 建退共大分県支部
TEL: 097-536-4800
詳細はホームページをご覧ください！！

▼詳細はこちら



▼ 特定退職金共済制度

※ 市の補助制度があります

【取扱団体】 大分商工会議所・大分県中小企業団体中央会・野津原町商工会
※取扱団体によって制度内容が異なる場合があります。詳細は各団体へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 大分商工会議所 TEL: 097-536-3135
大分県中小企業団体中央会 TEL: 097-536-6331
野津原町商工会 TEL: 097-588-0101

大分市中心市街地への出店をサポートします

大分市中心市街地の空き店舗等へ出店・起業に係る経費の一部を補助します。
ぜひご活用ください！！

《補助金名称》 **大分市中心市街地商都復活支援事業補助金
(まちなか出店支援事業)**

《補助対象の事業内容》

空き店舗等を活用して出店若しくは起業を行うもの又は商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの

《補助対象経費》 店舗内外改装に係る経費、備品購入費及び広告料

《補助率》 2分の1以内

《補助限度額》 商店街を通じての申請：150万円
個人・法人での申請：100万円

▼詳細はこちら



お問い合わせ先

大分市商工労政課 商業にぎわい担当班 TEL: 097-537-7294

10月第1週は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、1950年から毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

【2025年度スローガン】

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働相談のご案内 職場のお悩み お気軽にご相談ください

『悩まず どんとこい労働相談週間』

大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です

期 間 2025年10月1日（水）～ 10月7日（火）

受付時間 平 日 9時～20時（来所の受付は19時まで）

土・日 9時～17時（来所の受付は16時まで）

※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館東側通用口

相談方法 《電話相談》TEL：097-536-3650（相談専用ダイヤル）

《来所相談》大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階）

※来所相談の場合は、事前にご連絡ください。



▼詳細はこちら



大分県ホームページ

なお、この期間以外でも、平日（9時～17時）であれば、随時労働相談を受け付けています。

11月は「下請取引適正化推進月間」です

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じその推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

下請適正取引等推進のためのガイドラインをご利用ください

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者の皆さま方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。2025年3月時点で、21業種で策定しています。

望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

中小企業庁ホームページからダウンロードできますので、下請取引等の改善にお役立てください！

▼詳細はこちら



事業主のみなさまへ

下請法が改正されます（2026年1月1日施行）

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が2025年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）は、「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となります。本改正法は、2026年1月1日から施行されます。（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

＜改正点＞ ※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

（2）手形払等の禁止

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

▼詳細はこちら



お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1669

11月は「計量強調月間」です

1993年11月1日に新計量法が施行されたことを記念し、11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」として全国各地で記念日行事が行われています。

大分市でも、計量思想の普及・啓発を図るため、11月4日（火）に一日計量パトロールを行います。

消費者代表を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、市内のスーパーマーケットにて実際に買い物をしていただき、持ち帰った商品について内容量を計量し、表示量と比較することで、過不足についての確認を行います。また、その結果をもとに、職員とパトロール員との意見交換会を行い、計量制度に対する理解の促進を図ります。



お問い合わせ先

大分市商工労政課 管理・計量担当班 TEL：097-537-5625

「大分市男女共同参画センター（たびねす）」の 出前講座についてご案内します

企業や団体、教育機関など10名以上の団体が行う研修会に無料で講師を派遣します。
※男女共同参画に関する内容に限ります

テーマ

- 男女共同参画って何？ ●女性の人権 ●女性のためのエンパワーメント
- ハラスメントについて ●DV・デートDV・虐待防止 ●コミュニケーション
- 性的マイノリティの人権 ●ワーク・ライフ・バランス ●性教育
- 男女共同参画視点の防災 ●男性の家事・育児 など

お申込み

「男女共同参画に関する出前講座申込書」（大分市ホームページ上に様式を掲載）に必要事項を記載のうえ、郵送、ファクス、Eメールで下記までお送りいただくか、直接ご持参ください。

▼詳細はこちら



注意事項

- お申込みの際は、講座を行いたい日時、場所、希望する内容等を決めておいてください。
また、講師との日程調整の都合上、希望日を複数日ご検討ください。
- 大分市にお住まいの方、大分市内の企業、団体の方に限ります。
- 同一主催者によるご利用は1年度1回までとなります。
- 講師はテーマに合わせて男女共同参画センターで選定します。
（講師の指定はできません。）
- 予算の都合や講師のスケジュールにより、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ先

大分市男女共同参画センター（たびねす）
大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）
TEL：097-574-5577
Eメール：danjokyodo@city.oita.oita.jp



大分市男女共同参画センター
公式キャラクター たぴよん

「おおいた消防団応援の店」に登録しませんか？

消防団員の皆さんは、日頃の消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で活躍しています。

大分県では、それぞれ仕事を持ちながら、地域防災の要として一生懸命活動している消防団員を応援し、地域防災力の充実強化を図るため、割り引きサービス等で消防団員を優遇する「おおいた消防団応援の店」の登録を進めています。

現在は県内の385店舗に「おおいた消防団応援の店」の登録をしていただいています。



大切な人、大切なまちを守る、消防団を地域ぐるみで応援しましょう！

以下のホームページから、「おおいた消防団応援の店」の登録方法について確認できますので、ぜひ登録をお願いします。

なお、登録していただきましたお店や事業所につきましては、以下のホームページにおいて、お店等の概要やサービス内容等をご紹介させていただきます。



●大分県庁ホームページ●

【お問い合わせ先】大分県生活環境部防災局消防保安室消防班
TEL：097-506-3158（直通）FAX：097-533-0930
E-mail：a13560@pref.oita.lg.jp
URL：https://oita-syobodan.com/support-store/

▼詳細はこちら



毎年**11**月 第**3**水曜日は

県民ノー残業デー

今年は**11**月**19**日（水）

定時に帰ろう！

大分労働局では、過労死等防止月間である11月の第3水曜日に「**県民ノー残業デー**」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

「**県民ノー残業デー**」の取組を契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。



お問い合わせ先

大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025

「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性や障がいのある方など誰もが働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

ぜひお気軽にご相談ください。（相談無料、秘密厳守）

▼詳細はこちら



お問い合わせ先

【厚生労働省委託事業】（委託先：全国社会保険労務士会連合会）

大分働き方改革推進支援センター TEL：0120-450-836

〇お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）ができますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

最新号・バックナンバーについてはこちら ▶



ワークLIFEおおいた 2025年10月発行
大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL：097-537-5964 FAX：097-533-9077
E-mail：rousei@city.oita.oita.jp

大分市**商工労働**メールマガジン
登録企業募集中！！

各種支援制度や講演会の開催情報などを随時配信中！
ご登録は ▶ こちらから
ぜひご登録ください！

